

平成29年8月

お客様各位

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

－ 還付金詐欺被害からお客様をお守りするために －

いつも熊本中央信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

お客様にはご既承のことと存じますが、昨今、振り込め詐欺の被害が多発しております。特にキャッシュカードによるお振り込みに不慣れなご年配のお客様をATMコーナーに誘導して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しております。

当金庫では、このような被害を防止するための対応として、次のとおりキャッシュカードの振込機能の一部利用制限を実施させていただきます。

お客様には大変ご不便をお掛けいたしますが、お客様の大切な預金を悪質な犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1. 一部利用制限開始日

平成29年9月20日(水)

2. 一部利用制限の内容

次のお客様におかれましては、ATMでのキャッシュカードによるお振り込みができなくなります。(振込限度額を「0円」といたします。)

(1) 対象となるお客様

当金庫で口座をお持ちの

- ① 70歳以上で、かつ
- ② 過去3年以上キャッシュカードによるお振り込みのご利用が無いお客様

3. 対象となったお客様が、キャッシュカードによるお振り込みをご希望される場合

平日の営業時間内(午前9時から午後3時)にお取引の窓口へお申し出ください、お振り込みが可能となるお手続きを取らせていただきます。

お手続きには、キャッシュカードのほか、ご本人を確認できる書類が必要となります。詳しくは、窓口にお尋ねください。

また、お手続き完了後、該当月末までにATMによるお振り込みを行わなかった場合は、翌月の20日に再度、一部利用制限が行われますので、ご了承をお願いいたします。

※キャッシュカードによる「お預け入れ」や「お引き出し」は、従来どおりご利用いただけます。

以上